

制 定 令和4年4月1日（建企第250号）
最近改正 令和6年3月1日（建建企第641号）

建築物の木材利用に関する評価並びに木材利用優良建築物の表彰及び当該建築物に係る計画であることの確認に関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「横浜市建築物における木材の利用の促進に関する方針」の趣旨を踏まえ、建築物の木材利用に関する評価並びに木材利用を積極的に推進している建築物のうち顕著な功績があると認められる建築物（以下「木材利用優良建築物」という。）の表彰及び当該建築物に係る計画であることの確認に関し必要な事項を定める。

（木材利用の評価の対象）

第2条 木材利用の評価の対象は、次の各号に掲げる要件を全て満たす建築物又はその計画とする。

- (1) 市内で建築されているもの（建築される計画のもの）
- (2) 戸建住宅以外のもの
- (3) 合法伐採木材等（合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律〔平成28年法律第48号〕第2条第2項に規定する合法伐採木材等をいう。）を利用しているもの（利用する計画のもの）

（木材利用の評価の方法）

第3条 木材利用の量の評価は、建築物の木造化及び木質化に使用した木材の材積を建築物の延べ面積で除した値（以下「木材使用量」という。）で、別表1に掲げるレベル1からレベル4までの4段階で評価する。この場合、延べ面積の算出にあつては、自動車車庫等部分の延べ面積を算入しないことができる。

2 木材利用の質の評価は、別表2の（1）から（5）までの評価基準に対応している数に応じ、別表3に掲げるレベルⅠからレベルⅣまでの4段階で評価する。

3 前2項の木材利用の評価については、木材利用評価シート（様式1）で行う。

（表彰の対象等）

第4条 表彰の対象は、木材利用優良建築物及びその関係者（建築主、設計者及び施工者）とする。

2 前項の木材利用優良建築物とは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 前条第1項及び第2項の各評価のレベルに応じた木材利用の総合評価が別

表4により、A又はSであるもの

(2) 次のイ又はロのいずれかを満たすもの

イ 延べ面積が2,000平方メートル以上の建築物であって、横浜市生活環境の保全等に関する条例第141条の7第2項の規定により、総合評価が「Aランク」以上であることが公表されているもの

ロ 延べ面積が2,000平方メートル未満の建築物であって、横浜市特定外建築物環境配慮計画の届出に関する要綱第11条第4項の規定により、総合評価が「Aランク」以上であることが公表されているもの

(木材利用優良建築物の計画の確認)

第5条 木材利用優良建築物の建築を計画している者は、当該建築物のしゅん工前までに、当該計画が前条第2項に該当することが見込まれるときにその旨の確認を申し出ることができる。

2 前項の申出をする場合は、木材利用優良建築物の計画である旨の確認申出書(様式2)に評価内容が確認できる書類を添えて市長に申し出るものとする。

3 前2項の規定による申出があった場合、当該申出の内容が前条第2項に該当することが認められるかどうかを、木材利用優良建築物審査委員会(以下「審査委員会」という。)の審査結果に基づき、市長が決定する。

4 審査委員長は、前項の審査のために、第1項及び第2項の規定による申出をした者(以下「申出者」という。)に対して、必要に応じて資料の提出又は報告を求めることができる。

5 市長は、第3項の決定をした場合、申出者に対し、木材利用優良建築物の計画であることを確認した旨の通知書(様式3)により通知するものとする。

6 申出者は、前項による通知を受けた後に計画の変更がある場合、変更申出書(様式4)に変更内容が確認できる資料を添えて市長に申し出るものとする。この場合においては、変更後も前条第2項に該当することが明らかであると市長が認める場合を除き第3項の規定を準用する。

7 審査委員会に関し必要な事項については、市長が別に定める。

(被表彰者の決定)

第6条 被表彰者は、審査委員会の審査結果に基づき、市長が決定する。なお、前条第5項の通知をした計画については、しゅん工した際にその旨を審査委員長から各委員に報告することで本項前段の規定による審査をしたものとする。

2 審査委員長は、前項の審査のために、被表彰者に対して、必要に応じて資料の提出又は報告を求めることができる。

(通知及び表彰を行わないもの)

第7条 第5条及び第6条に該当する場合であっても、次の各号のいずれかに該当

するものは、通知及び表彰を行わない。

- (1) 不正行為等社会通念上著しく信用を失墜する行為を行ったもの
- (2) 第5条及び第6条の手續において虚偽の申出を行ったもの
- (3) その他通知及び表彰することが不相当と認められるもの

(表彰の方法)

第8条 表彰の方法は、表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞を添えることができる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

(別表1)

評価	木材使用量
レベル4	0.10 m ³ /m ² 以上
レベル3	0.05 m ³ /m ² 以上 0.10 m ³ /m ² 未満
レベル2	0.01 m ³ /m ² 以上 0.05 m ³ /m ² 未満
レベル1	0.002 m ³ /m ² 以上 0.01 m ³ /m ² 未満

(別表2)

分野	評価基準
効果的利用 による評価	(1) 対象建築物の周囲から見える部分に木材を利用し、木材利用の促進に寄与している。
	(2) 対象建築物の内部空間に木材を利用し、憩いや賑わい、健康・快適性等に寄与している。
	(3) その他、敷地内に木材を利用し、憩いや賑わい、健康・快適性等に

	寄与している。
木材の産地	(4) 対象建築物に利用した木材の全材積の5割以上が国産材である。
による評価	(5) 国産材のうち、2割以上が県産材または地域材 ^{*1} の利用である。

(※1) 地域材とは、輸送過程で排出される二酸化炭素量及び木材生産量を考慮し、近隣都県（関東甲信地方に属する都県及び静岡県。）で生産された木材をいう。

(別表3)

評価	別表2の評価基準(1)～(5)に対応している数
レベルⅣ	5つ
レベルⅢ	4つ
レベルⅡ	3つ
レベルⅠ	2つ

(別表4)

		質の評価			
		レベルⅣ	レベルⅢ	レベルⅡ	レベルⅠ
量の評価	レベル4	S	S	S	A
	レベル3	S	S	A	